

白岡市学校給食における食物アレルギー対応ガイドライン

近年、児童生徒を取り巻く生活環境の変化や疾病構造の変化に伴い、児童・生徒におけるアレルギー疾患の増加が指摘されている。

国においては、平成20年3月に文部科学省スポーツ・青少年局の監修のもとで財団法人日本学校保健会から「学校のアレルギー疾患に対するガイドライン」及び「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」が発行されている。

当市においても、平成25年7月に実施した調査では小学校で78名、中学校が69名で合わせて147名の食物アレルギーを持つ児童・生徒が確認されている。各学校にあつては、既に国で示したガイドラインをもとに対応をしているものの、学校給食の現場においては、調理場の状況が異なること等から、食物アレルギーを持つ児童・生徒に対して一律に対応することは難しいのが現状である。

当市教育委員会では、食物アレルギーによる事故防止を最優先するという視点に立って、市内の小中学校全体で学校給食の安全確保について強い意思を持って取り組むことが重要であると考えている。このため、教職員が常に正確な知識・情報を求めて適切に対応できるよう、次のとおり「白岡市学校給食における食物アレルギー対応ガイドライン」を策定した。

平成26年1月30日

白岡市教育委員会

「学校給食における食物アレルギー対応ガイドライン」もくじ

1	食物アレルギーについて	1
(1)	食物アレルギーとは	1
(2)	食物アレルギーによる症状	1
2	食物アレルギーに対する基本方針	2
(1)	食物アレルギー対応の背景	2
(2)	市の基本方針	2
(3)	食物アレルギー対応の実施基準	3
3	対応の実施方法	3
(1)	アレルギー疾患管理指導願	3
(2)	食物アレルギーに対応した給食の決定手順	3
(3)	除去食	6
(4)	代替食	7
4	保護者の役割	7
5	教育委員会の役割	8
6	学校の対応	8
(1)	アレルギー疾患管理指導願の受領	9
(2)	幼稚園・保育園等からの情報収集	9
(3)	保護者からの情報収集と実態把握	9
(4)	医師との連携	10
(5)	緊急時の対応	10
(6)	教職員の役割	10

7 様式

(様式1)	アレルギー疾患管理指導願（食物アレルギー・アナフィラキシー）	13
(様式2)	学校給食における食物アレルギー疾患への対応について（保護者）	14
(様式2-1)	〃	（新入学児童の保護者） 15
(様式2-2)	「アレルギー疾患管理指導願」用紙の申し込みについて	16
(様式3)	面談調書	17～18
(様式4)	食物アレルギー対応食確認書	19
(様式5)	食物アレルギー事故報告書	20

8 資料

学校給食における食物アレルギー対応フローチャート	21
給食実施の流れ	22～23
アレルギー・アナフィラキシー発症時の対応の流れ（症状ごとの対応）	24
事故発生時（アナフィラキシー）の教職員緊急対応マニュアル	25
アナフィラキシーショック流れ・記録用紙	26～27
文部科学省通知	28～31
新年度の学校給食における食物アレルギー等を有する児童生徒等への対応等について ガイドライン策定委員会設置要項	32～33
〃 策定委員会名簿	34

「白岡市学校給食における食物アレルギー対応ガイドライン」

1 食物アレルギーについて

(1) 食物アレルギーとは

食物アレルギーとは、一般的には特定の食物を摂取することによって、皮膚・呼吸器・消火器あるいは全身性に生じるアレルギー反応のことをいいます。

原因食物は多岐にわたり、学童期では鶏卵、乳製品だけで全体の約半数を占めますが、実際に学校給食で起きた食物アレルギー発症事例の原因食物は甲殻類（エビ、カニ）や果物類（特にキウイフルーツ）が多くなっています。

（学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインより：財団法人日本学校保健会）

(2) 食物アレルギーによる症状

食物アレルギーの主な症状は、アナフィラキシーショック（死亡することがある）・腹痛・下痢・吐き気、嘔吐・胃けいれん・口、咽頭、目、皮膚などの痒み・じんま疹・フラフラすること、失神・頭痛・鼻充血・息切れなどさまざまな症状があると言われている。

食物アレルギーの症状の重症度と発症形式によって治療法は変わり、治療の目的は症状の軽減と将来のアレルギー反応を予防することであり、軽度あるいは局所的な症状などに関しては治療が必要ない場合もある。

児童・生徒が何らかの体調の変化を訴えた場合は、常に緊急時の対応が必要となるかどうかを念頭において冷静に観察し、万一の場合は迅速な処置のタイミングを逃さないことが大切である。

また、食物アレルギーの症状が出た場合は、走ったり、激しく動いたりすると症状が悪化する危険性があるため、軽い症状であると認めた場合でも消失するまでは保健室で休ませるなど慎重な対応が望ましい。さらに、対応する教職員が交代する場合には状態をしっかりと説明したうえで、症状が完全に消失するまで観察を続けることが必要であり、軽い症状を発症した児童・生徒についても一人で帰宅させるようなことはいけない。

2 食物アレルギーに対する基本方針

(1) 食物アレルギー対応の背景

学校給食の目標とするところは、学校給食法第1条において、「学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もって学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする。」と定められている。

また、平成20年6月に同法の改正（平成21年4月施行）により、食育の観点から食に関する指導の充実が規定されている。加えて、平成20年10月の文部科学省通知「学校給食における食事内容について」では、食物アレルギーのある児童・生徒に対しては、校内において指導体制を整備し、保護者や主治医との連携を図りつつ、可能な限り個々の児童生徒等の状況に応じた対応に努めることが示されている。

当市においては、これらの改正点を踏まえて、児童・生徒に対する学校給食における対応についてガイドラインを制定するものである。

(2) 市の基本方針

学校給食における市の基本方針は、児童・生徒に食物アレルギー症状を発症させないことを第一義とするが、すべての食物アレルギーに対応することは難しいのが現状である。この点に関しては、文部科学省からの通知にもあるように市内小中学校の給食室の状況（人員や設備の充実度、作業エリア等）が異なっているため一律に対応を推進することは不可能であると考えられる。

このため、各学校における具体的な対応については、現状の給食室や施設設備の状況に応じて食物アレルギーのある児童・生徒の実態を総合的に判断したうえで、食物アレルギーに対応した給食の提供を目指すことが望まれる。

当市においては、食物アレルギーのある児童・生徒に対しては保護者との協力のもとで給食を実施するという姿勢で、各学校においては校長を中心として情報の共有に努めつつ現状に合った形での対策を講じ、市教育委員会では本ガイドラインに基づいて食物アレルギーの理解を深めるための学校教職員の研修を実施するものとする。

(3) 食物アレルギー対応の実施基準

学校給食における食物アレルギー対応に関しては、その対象となる児童・生徒は相当数に上り、その食物アレルギーの内容も多様化していることから、全ての児童・生徒に対して完全に対応することは困難である。このため、白岡市では次の要件のいずれも満たしている児童・生徒に対して食物アレルギーの対応をするものとする。

基準1 医師によって食物アレルギーと診断され、原因食品（アレルゲン）が特定されていること。

基準2 毎年、医師の診断を受けていること。

基準3 児童・生徒の家庭においても原因食品の除去を行うなど、医師の診断に基づいた食事対応を行っていること。

3 対応の実施方法

(1) アレルギー疾患管理指導願

当市では、アレルギーを持つ子どもたちが多くの時間を過ごす学校で、安全に、そして安心して生活を送れるよう、保護者、学校、主治医のコミュニケーションツールとして、学校において正しい児童・生徒の管理ができるよう、「アレルギー疾患管理指導願」（様式1）の提出を受け、保護者との面談を行って十分な連携のもとで対応するものとする。そうした面談結果をもとに面談調書を作成して対応するものとする。

この「アレルギー疾患管理指導願」は、児童・生徒がどのようなアレルギーを持ち、その対応に必要な事項、緊急時の対応などについて医師の診断に基づいて保護者が記入した学校において児童・生徒に応じた管理を行うためのツールでもある。

(2) 食物アレルギーに対応した給食の決定手順

アレルギー疾患のある児童・生徒の学校生活を安全・安心なものにするには、学校と保護者の間で正しい知識に基づいた円滑な意思疎通を行うことが不可欠である。

このため、各学校においては、校長を中心とする「食物アレルギー対応委員会」を設置して、組織的・計画的に対応を図る必要があり、校内における対応の手順を次のとおり定める。

① 食物アレルギー対応委員会の設置

校長は、児童・生徒への食物アレルギーの対応方法を検討・決定するために校内に「食物アレルギー対応委員会」を設置する。

委員会構成者（例）： 校長（教頭）、栄養教諭（学校栄養職員）、養護教諭、学級担任、給食担当教諭、保健主事、学年主任、学校給食調理員、主治医・学校医 等

* 主治医・学校医とは可能な限り、連携することが望ましい。

② 対応の申請

校長は、全ての保護者に対して通知（様式2）を出して、学校給食における管理指導について希望を確認する。これを希望する保護者は医師の診断に基づいて保護者が作成する「アレルギー疾患管理指導願」（様式1）を記入し、所定の時期までに学校へ提出する。

なお、提出時期については、次の時期が考えられる。

申請時期：パターン A（新1年生）・・・入学説明会等で依頼して3月中に確認

パターン B（進級時）・・・3学期に新年度に向けた対応継続の確認

パターン C（新規発症）・・・診断及び転入時

③ 個別面談

保護者から書類が提出された対象者については面談調書に基づいて保護者との個別面談を実施する。

* 個別面談者：校長（教頭）、栄養教諭（学校栄養職員）、養護教諭、学級担任等

④ 面談調書の作成

校長は、③の面談結果を受けて、面談調書（様式3）及びその他資料を作成する。

⑤ 対応委員会の開催

校長は、学校内の「食物アレルギー対応委員会」を開催して面談調書に基づいて食物アレルギーの対応方法を検討し決定をする。また、対応方法等の判断を行う場合には、現行施設・備品の中で対応できる範囲において、校長が最終的に対応実施の決定を行うものとし、必要に応じて教育委員会に報告するものとする。

⑥ 最終調整と情報の共有

校長は、⑤で決定された内容をもとに、校内の会議等で調理従事員を含む全教職員に周知徹底する。また、保護者にも「食物アレルギー対応食確認書」（様式4）を通知して情報の共有を図る。

なお、学校における食物アレルギーに対応した給食を実施する際は、給食調理や配膳の際に混入や誤食がないように十分に配慮する。

⑦ 評価・見直し・個別指導

校長は、定期的に、対応の評価と見直しを行うとともに、栄養教諭（学校栄養職員）は食物アレルギーに関する個別指導を実施する。

なお、栄養教諭は兼務校についても同様に対応するものとする。

参考

『学校給食における食事内容の充実等について』（文部科学省通知 平成20年10月）
学校給食の食事内容の充実等について

食物アレルギー等のある児童生徒等に対しては、校内において校長、学級担任、養護教諭、栄養教諭、学校医等による指導体制を整備し、保護者や主治医との連携を図りつつ、可能な限り、個々の児童生徒等の状況に応じた対応に努めること。

なお、実施に当たっては財団法人日本学校保健会で取りまとめられた、「アレルギー疾患対応の学校生活管理指導表」及び「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」を参考にすること。

『食に関する指導の手引き』（文部科学省通知 平成22年3月）

具体的な指導方法 食物アレルギーを有する児童生徒

～略～ 一人の児童生徒が複数のアレルゲンを有する場合もある上に、症状も多岐にわたり、食物の摂取から2時間以内くらいに症状が表れる即時型と、遅発型があります。なお、人によっては摂取後、短時間のうちに急激なショック症状（アナフィラキシーショック）を起こす場合があります。

このようなことから、児童生徒の食物アレルギーの実態を把握し、食物アレルギーの児童生徒が、健康被害の心配なく、成長にあわせ十分な栄養を摂取し、楽しい食事ができるよう、相談指導と合わせて可能な限り給食提供面での対応が望まれます。対応に当たっては、主治医や学校医の指示に従い、保護者と学校関係者の十分な話し合いの上、指導や対応を行うことが大切です。

(3) 除去食

除去食とは、調理の段階や調理後に、アレルギー原因食品（アレルゲン）を取り除いた献立を提供することである。

この場合、学校によって学校給食室の施設や設備の状況が異なっていることから、アレルギー疾患のある児童・生徒に対応する場合は全てのアレルギーに対応することは実質的に不可能である。

このため、学校においては学校給食現場の状況を総合的に判断して、現状で行うことのできる対応を検討したうえで食物アレルギーのある児童・生徒に配慮することが必要である。

また、食物アレルギーの原因となる可能性があるすべての食品類を把握することが困難であることから、原則として食品衛生法第19条第1項の規定に基づく「表示対象食品」としての7品目の特定原材料についてのみを除去食の対象とする。

ただし、メニューによっては調理の段階で除去できない場合もある。

なお、7品目の特定原材料以外のものについては、各校の食物アレルギー対応委員会において、それぞれの施設の状況に応じて下表の例示にあるような取り分ける程度の対応を検討する。

取り分け できるもの（例）	ごまあえ → ごまをふる前に取り分ける 卵スープ → 卵を入れる前に取り分ける きなこあげパン → きなこを混ぜていない砂糖をかける
取り分け できないもの（例）	揚げもの → 1人分だけ違う油で揚げる パン → 卵抜きパンを作ってもらう

表示対象食品

○特定原材料の代替表記と特定加工食品の例示

品目	代替表記	特定加工食品
卵	たまご、タマゴ、玉子、鶏卵、あひる卵、うずら卵	厚焼玉子、オムレツ、目玉焼、ハムエッグ、オムライス
小麦	こむぎ、コムギ	パン、うどん
そば	ソバ	そばがき
落花生	ピーナッツ	ピーナッツバター
乳	牛乳、クリーム（乳製品）、バター、チーズ	アイスクリーム、ヨーグルト、生クリーム
えび	エビ、海老	えび天ぷら、サクラエビ
かに	カニ、蟹	上海がに、カニシューマイ

- 代替表記：表記方法や言葉は異なるが、特定原材料等と同一であることが理解できる表記
- 特定加工食品：一般的に特定原材料等により製造されていることが知られているため、それらを表記しなくても原材料として特定原材料等が含まれていることが理解できる加工食品
- *アレルギー物質を含む加工食品の表示ハンドブック（厚生労働省）より

(4) 代替食

代替食とは、除去することによって不足する栄養素を補うため、別の食品を使用して完全な献立を提供することである。

この場合、全員の調理とは別に調理場所を確保する必要があり、同時に、個別対応するためには調理に要する人員の確保等においてさまざまなハードルがある。

このため、当市にあっては給食施設及び設備の状況等から、児童・生徒に対して代替食を実施することは難しいため、その対応は行わないものとする。

4 保護者の役割

学校給食における食物アレルギー対応は、事故防止と児童・生徒の栄養確保の観点からもあくまでも医師の診断と指示に基づいて行わなければならないと考える。また、食物アレルギーの原因食品・症状は年齢とともに変化し、多様化することから、医師の診断がない状態で保護者の求めるままに実情に合わない無理な対応を行うことは事故を招く危険性をはらんでいるため、学校での取り組みを希望する保護者は次の役割を担うものとする。

○食物アレルギーの正しい理解に努める。

- 児童・生徒の症状等や健康状態を十分に観察する。
- 定期的に医師の診断を受け、疾患の程度や予防方法等を正確に把握する。
- 医師の診断に基づいて家庭での対応を実践する。
- 学校給食に関連した「アレルギー疾患管理指導願」その他必要な書類を提出し、学校と情報交換を行う。

5 教育委員会の役割

安全・安心な学校給食を実施するため、教育委員会は次の役割を担う。

- 学校給食の実施者として、食物アレルギー対応に主体的に取り組み、基本的な方針を示す。
- 学校給食アレルギーガイドラインについて、広報誌やホームページを活用して住民に周知する。
- 学校給食の事故を防止するために、市医師会、保健所との連携・協力体制を構築する。
- 学校の対応委員会から学校給食での報告を受けた時や重大な事故発生時に対応できる体制を整備する。
- 学校と市立保育園や私立幼稚園との連携について、関係課等との調整を図る。
- 教職員を対象にした食物アレルギーに関する研修会等を開催する。
- 調理業務委託業者への調整を図る。
- 事故発生時には、状況を把握し、関係機関とも調整のうえ必要な指導を行う。

6 学校の対応

市内の小中学校においては、「アレルギー疾患管理指導願」の提出を保護者に求めるものとする。また、アレルギー疾患の情報把握にあつては、学校における保護者との個別面談等の際に、家庭での対応状況や過去の症状の出現状況、学校生活上での留意点、学校への要望、除去すべき食品の明細などについても確認する。

学校においては、食物アレルギーがある児童・生徒が安全で安心した生活を送るためには、子どもたちの状態が成長とともに変化することを考慮して常に子どもたちの状態を把握しておく必要がある。そのためには、児童・生徒の健康状態に関して常に最新の情報で対応する必要があるため、保護者に対しては「アレルギー疾患管理指導願」を毎年提出するように求めるものとする。

(1) アレルギー疾患管理指導願の受領

保護者から「アレルギー疾患管理指導願」の提出にあつては、新1年生の場合は入学前に、その後についてはそれぞれの進級時又は新規発症時に受けることが望ましい。

また、年度途中での転入生にあつては、転入時に保護者との面談の結果、必要があると認める場合には提出を求めるものとする。

なお、新1年生にあつては、可能な範囲で入学前の通園施設との連携を図ることが望ましい。

(2) 幼稚園・保育園等からの情報収集

幼稚園や保育園等からの小学校入学児童にあつては、前年度までにアレルギー疾患対応を実施していた場合は、入学時において保護者からの情報を収集するものとする。

この場合、保護者の了承を得た上で、従前に通っていた幼稚園・保育園等とも連絡を取り合うことによって、正確な情報を収集する。

(3) 保護者からの情報収集と実態把握

食物アレルギーがある児童・生徒への対応は、医師の診断のある児童・生徒のみが学校での配慮や取り組みの対象となることが懸念されている。アレルギー疾患は1年経過すると症状が緩和したり、悪化したり、または新規に発症したりすることもあるので、保護者の自己申告や幼少期の診断結果では過剰な食物除去になる可能性があることから、事故防止の観点から1年ごとに更新するものとする。

また、アレルギー疾患の発症については、児童・生徒がいつどのような状況で緊急の対応を要する状態になるかを完全に予測することが難しく、いつどこで発生しても、その場にいる教職員が対応できるようにしておくことが重要である。

なお、これ以外にあつても、「アレルギー疾患管理指導願」が提出されていない児童・生徒で、学校側がアレルギー疾患による特別な配慮が必要であると判断した場合には、保護者に対して提出を働きかけることで、随時提出して頂くことが必要となる。

(4) 医師との連携

食物アレルギーの対応は、主治医に指導助言をもらうなど可能な限り連絡体制を整え、また、アレルギー症状が出た場合に緊急に連絡が取れるよう、医師の連絡先等を把握する。

(5) 緊急時の対応

重篤なアナフィラキシー症状（皮膚症状と呼吸器症状など複数の臓器で症状が出ること）を呈した場合には、本ガイドラインの 24 ページで示した、アレルギー・アナフィラキシー発症時の対応の流れに基づく対応となる。なお、エピペン保有者でない場合は状況に応じて救急車を要請する。

ここで言う呼吸器症状とは「息が吸えない」などの呼吸困難、「ゼーゼー」などのぜん息様の症状、犬が吠えるような咳、声がれなどの症状をいう。さらに、意識がはっきりしない、脱力状態に陥っているなどの場合には、エピペンを打たないと生命が危険にさらされる可能性が大きくなる。教職員がエピペンを使用するのは緊急時の対応であるので、事前の依頼書や同意書の作成までは必要はないが、事前に医師や保護者とエピペンの取り扱いについて話し合い、教職員間において情報を共有しておく必要がある。

(6) 教職員の役割

学校給食における食物アレルギー対応のために、食物アレルギー対応委員会を設けるとともに、学校、各調理場で連携を図り組織全体で対応するものとする。また、「面談調書」等については、その保管については、学校、各調理場において情報を共有のうえ、管理責任者を定めて管理するものとする。

【校長の役割】

○食物アレルギーに対応する校内体制等を整備して役割分担を明確にし、教職員の共通理解が図られるように指導する。

○関係教職員と協議して対応を決定する。

【教頭の役割】

○校内体制等で定めた役割分担が機能するように努める。

○実態の把握に努めて保護者や関係機関との調整を行う。

【学級担任の役割】

- 面談等を通して、食物アレルギーを有する児童・生徒の状態を把握し、家庭の対応状況、学校給食に対する要望等について把握する。
- 保護者からの申し出等は関係教職員に伝えるとともに、緊急時の体制を周知する。
- 食物アレルギーを有する児童・生徒が、安全で楽しい給食時間を過ごせるよう指導する。配食時やお代わりの際、誤配・誤食のないように確認する。
- 他の児童・生徒に対して、食物アレルギーを正しく理解させ、偏見やいじめ等のないよう指導する。
- 緊急時の連絡体制等について保護者との連携を十分に図る。

【給食主任の役割】

- 食物アレルギーを有する児童・生徒の実態を把握する。
- 学級担任や学校栄養職員等との連携を図り、共通理解を図る。
- 食物アレルギーが発症した時の対応方法について確認しておく。

【養護教諭の役割】

- 食物アレルギーを有する児童・生徒の実態を調査票や面談等を通して把握する。
- 学級担任、栄養教諭、学校栄養職員、教頭、校長と連携を図る。
- 個別面談に出席し、アレルゲンや症状、家庭での対応状況について把握する。
- 食物アレルギーが発症した時の対応方法について確認しておく。
- 主治医、学校医との緊急時の連絡体制について確認しておく。
- 主治医や学校医と連携を図り、応急措置の方法や連絡先を確認しておく。

【栄養教諭・学校栄養職員（臨時学校栄養職員も含む）の役割】

- 食物アレルギーを有する児童・生徒の実態を調査票や面談等を通して把握する。
- 学校給食での対応について検討し、校長に報告する。
- 学校給食での対応について決定後、必要に応じて献立表で校内関係教職員や保護者と毎月の献立について確認する。
- 献立作成や調理工程表を作成する際に、アレルゲンを含む食材料には十分に注意するとともに、混入がないように除去食の調理について確認する。
- 食物アレルギー対応食の指示書等を作成し、混入や誤配に注意する。
- 給食時の指導について、学級担任に伝えて助言する。

【調理員の役割】

- 可能な限り個別面談に出席して、アレルゲンや症状、家庭での対応状況について把握する。
- 食物アレルギー対応食児童・生徒一覧等で対象者の状態を確認する。
- 食物アレルギー対応食について確認し、栄養教諭や学校栄養職員の調理指示のもとに調理工程を確認しながら調理する。

以上の役割を分担して、次頁以降に示す「給食実施のながれ」「アレルギー・アナフィラキシー発症時の対応の流れ（症状ごとの対応）」「事故発生時（アナフィラキシー）の教職員緊急対応マニュアル」に準じて対応する。

※埼玉県発行の資料を参考として、当市における対応を作成したマニュアル等はP21～P25のとおり。

【参考文献】

- ☆ 学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン
平成20年3月31日 財団法人 日本学校保健会
監修 文部科学省スポーツ・青少年局 学校健康教育課
- ☆ 厚生労働省科学研究班による食物アレルギーの栄養指導の手引き2011
独立行政法人国立病院 相模原病院 小児科 今井孝成

新年度の学校給食における食物アレルギー等を有する 児童生徒等への対応等について

事務連絡

平成 25 年 3 月 22 日

各都道府県教育委員会学校給食主管課 御中
各指定都市教育委員会学校給食主管課 御中
各都道府県私立学校主管課 御中
附属学校を置く各国立大学法人事務局 御中
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定
を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課 御中

学校給食の適切な実施については、かねてから格別の御配慮をお願いしているところ
です。

平成 24 年 12 月、東京都調布市の小学校で、食物アレルギーを有する児童が、学校給
食終了後、アナフィラキシーショックの疑いにより亡くなるという事故があったところ
です。

新年度からの学校給食の実施に当たっては、児童生徒の新入学や転入のほか教職員の
人事異動など多くの面で環境の変化が予想されますが、食物アレルギー等を有する児童
生徒の対応に関して、以下の参考資料及び別紙も参照しながら、改めて、校内体制等の
再確認を行っていただき、個々の児童生徒等の状況に応じた万全の体制での対応に努め
ていただくようお願いします。

つきましては、各都道府県教育委員会学校給食主管課においては、域内の市町村教育
委員会並びに所管の学校及び学校給食施設に対し、各都道府県私立学校主管課におい
ては、所管の学校法人等に対し、周知くださるようお願いします。

なお、文部科学省では、食物アレルギーに関する対応の充実を図るため、食物アレル
ギーの実態や学校における取組状況を把握するための調査並びに有識者会議における
再発防止策の検討を行うこととしており、平成 25 年度予算案において、新規事業とし
て「学校給食における食物アレルギー対応に関する調査研究」を計上しています。

(参考)

○食物アレルギーに関すること

「学校給食実施基準の一部改正について(通知)」平成 25 年 1 月 30 日

「食に関する指導の手引—第一次改訂版—」平成 22 年 3 月改訂

「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」平成 20 年 3 月 (※公益財団法人日本学校保健会ウェブサイトへリンク)

別紙

学校給食における食物アレルギー等を有する児童生徒への対応について
～「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」のポイント～

学校給食における食物アレルギー等を有する児童生徒等への対応について、特に留意すべきポイントについて以下にまとめた。対応の詳細については、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」を御覧いただきたい。

(1) 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)の活用

アレルギー疾患の児童生徒に対する取組を進めるためには、個々の児童生徒について症状等の特徴を正しく把握することが前提となる。そのためには、学校生活管理指導表の活用が有効である。

管理指導表は、原則として学校における配慮や管理が必要だと思われる場合に使用されるものであり、次のように活用が想定される。

○ 学校・教育委員会は、アレルギー疾患のある児童生徒を把握し、学校での取組を希望する保護者に対して、管理指導表の提出を求める。学校は、提出された管理指導表等に基づき、保護者と協議し取組を実施する。

○ 管理指導表については、個人情報¹の取扱いに留意するとともに、緊急時に教職員誰もが閲覧できる状態で一括して管理する。

食物アレルギーによる食物の除去が必要な児童生徒であっても、その多くは除去品目数が数品目以内にとどまる。あまりに除去品目数が多い場合には、不必要な除去を行っている可能性が高いとも考えられる。除去品目数が多いと、食物アレルギー対策が大変になるだけでなく、成長発達の著しい時期に栄養のバランスが偏ることにもなるので、そのような場合には生活管理指導表を参考に、保護者や主治医・学校医等とも相談しながら、適切な対応を求めることが必要である。

(2) 学校給食での食物アレルギー対応の実際

学校給食での食物アレルギー対応は、レベルごとに、以下のように大別される。

○ レベル 1: 詳細な献立表対応

学校給食の原材料を詳細に記入した献立表を家庭に事前に配布し、それを基に保護者や担任などの指示もしくは児童生徒自身の判断で、学校給食から原因食品を除外しながら食べる対策。すべての対応の基本であり、レベル 2 以上でも詳細な献立表は提供すること。

○ レベル 2: 一部弁当対応

普段除去食や代替食対応をしている中で、除去が困難で、どうしても対応が困難な料理において弁当を持参させる。

○ レベル 3: 除去食対応

申請のあった原因食品を除いて給食を提供する。

○ レベル 4: 代替食対応

申請のあった原因食品を学校給食から除き、除かれることによって失われる栄養価を、別の食品を用いて補って給食を提供する。

このうちレベル 3・4 がアレルギー食対応といわれ、学校給食における食物アレルギー対応の望ましい形といえる。

学校及び調理場の状況(人員や設備の充実度、作業ゾーンなど)は千差万別であり、一律に対応を推進することはできない。学校及び調理場の状況と食物アレルギーの児童生徒の実態(重症度や除去品目数、人数など)を総合的に判断し、現状で行うことのできる最良の対応を検討することが大切である。

一方で、保護者の求めるままに実状に合わない無理な対応を行うことは、かえって事故を招く危険性をはらんでいる。学校給食のアレルギー対応は、あくまでも医師の診断と指示に基づいて行うものであり、保護者の希望に沿ってのみ行うものではない。家庭での対応以上の対応を学校給食で行う必要はないといえる。

(3)アレルギー疾患の緊急時対応 (アナフィラキシーへの対応)

アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、ゼーゼー、呼吸困難などの呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態をアナフィラキシーという。児童生徒に起きるアナフィラキシーの原因のほとんどは食物である。

具体的な治療は重症度によって異なるが、意識の障害などがみられる重症の場合には、まず適切な場所に足を頭より高く上げた体位で寝かせ、嘔吐に備え、顔を横向きにする。そして、意識状態や呼吸、心拍の状態、皮膚色の状態を確認しながら必要に応じ一次救命措置を行い、医療機関への搬送を急ぐ。アドレナリン自己注射薬(商品名「エピペン」)を携行している場合には、出来るだけ早期に注射することが効果的である。

児童生徒がアドレナリン自己注射薬(商品名「エピペン」)の処方を受けている場合には、本注射薬に関する一般的知識や、処方を受けている児童生徒についての情報を、教職員全員が共有しておく必要がある。これは、予期せぬ場面で起きたアナフィラキシーに対して、教職員誰もが適切な対応をとるためには不可欠なことである。

お問合せ先

スポーツ・青少年局学校健康教育課